

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

熊本県は五月三十一日、熊本地震による住宅の被害認定一次調査の件数が十三万四千四十五件（五月三十日現在）に達したと発表した。住宅の被害認定は罹災証明書発行の裏付け資料となり、一次調査の件数は罹災証明書の申請件数（十三万千十六件）を上回った。

被害認定をめぐっては、家屋の外観から被害程度を判定する一次調査の結果を不服として、二次調査を申し立てる被災者が相次いでいる。熊本市では二割近くが二次調査を申し立てている。これは、被災者生活再建支援法（以下、「支援法」という。）の対象要件と金額が限定されていることから生じている問題である。

支援法の要件は住宅が全壊、または住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯に限られている。自宅が全壊、大規模半壊した場合は原則、再建や補修などの補助を受けられるとしているが、半壊や一部損壊の場合、修繕費用の大半が私費となる。熊本地震では多数の一部損壊住宅があり、多くの被災者が支援の対象外となっている。

国会では、住宅再建などに対する支援金の上限を三百万円から五百万円に引き上げる「被災者生活再建支援法改正案」が衆議院に提出されているが、東日本大震災以降の災害の被災世帯（公布日以後に住宅の再建等を行った場合）に対する支援金のうち、加算支援金の額を二倍にすることで、支援金の最高額を現行三百万円から五百万円に増やすことや、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助の割合を二分の一から三分の二に引き上げることが喫緊の課題となっている。また、支給世帯の範囲についても、現行の全壊世帯から半壊世帯に拡充することは、地域の復旧・復興にとって必要不可欠である。

よって、政府におかれては、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 一 熊本地震の教訓を踏まえ、被災者生活再建支援法を改正すること

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十八年六月 日

福岡県議会議長 中尾 正 幸

内閣総理大臣	安倍 晋三 殿
財務大臣	麻生 太郎 殿
国土交通大臣	石井 啓一 殿
内閣官房長官	菅 義偉 殿